

報酬の返還について

- 1 採用決定者が、就業開始日後に退職し、または採用決定者の責めに帰すべき事由により解雇となった場合（以下、退職者という）、職業紹介事業者は求人者の請求により、報酬の一部を次の各号の通り返還する。ただし、採用決定者の退職等が求人者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

- (1) 1ヵ月未満：報酬の80%
- (2) 1ヵ月以上2ヵ月未満：報酬の50%
- (3) 2ヵ月以上3ヵ月未満：報酬の30%

- 2 前記1にかかわらず、個別契約において手数料を返還しない旨の特約がある場合には、その定めによる。

福島県郡山市笹川一丁目37

セントヒルズ郡山ビル1F

株式会社 アルフォンステクノロジー

代表取締役 相馬 克

